4　海上保安庁長官又は税関長は、第二項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該提出貨物の品名及び数量その他の国土交通省令・財務省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

5　海上保安庁長官又は税関長は、第二項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（提出貨物のその他の処分の方法）

第四条　法第五条第九項の規定による提出貨物の処分は、速やかにこれを廃棄することにより行うものとする。

（国土交通省令・財務省令への委任）

第五条　法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二を次のように改める。

（関税局の所掌事務の特例）

第二条の二　関税局は、第六条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

附則第四条の三を次のように改める。

（関税局監視課の所掌事務の特例）

第四条の三　関税局監視課は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第二条の二に規定する事務をつかさどる。

別表（第一条関係）

一　核関連の物資であって次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの
（一）　核燃料物質又は核原料物質
（二）　原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置
（三）　重水素又は重水素化合物
（四）　人造黒鉛
（五）　放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
（六）　リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
（七）　ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
（八）　ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品
（九）　ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属
（十）　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置
（十一）　三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、四ふっ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
（十二）　ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品
（十三）　核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの
1　数値制御を行うことができる工作機械
2　測定装置（工作機械であって、測定装置として用いられるものを含む。）
（十四）　誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置
（十五）　アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置
（十六）　ロボットであって次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
1　防爆構造のもの
2　放射線による影響を防止するように設計したもの
（十七）　振動試験装置又はその部分品
（十八）　ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であって、次に掲げるもの
1　アルミニウム合金
2　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品
3　マルエージング鋼
4　チタン合金
（十九）　ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（電子機器の部分品用のベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。）
（二十）　核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質（（一）に掲げるものを除く。）
（二十一）　ほう素一〇
（二十二）　核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
（二十三）　アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼ
（二十四）　ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
（二十五）　リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
（二十六）　タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）
（二十七）　ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
（二十八）　ふっ素製造用の電解槽
（二十九）　ガス遠心分離機のローターの製造若しくは組立に用いられる装置又はその部分品
（三十）　遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）
（三十一）　フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
（三十二）　ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器（（七）に掲げるものを除く。）
（三十三）　核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
（三十四）　六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁
（三十五）　ソレノイドコイル形の超電導電磁石
（三十六）　ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（七）に掲げるものを除く。）
（三十七）　電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
（三十八）　電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置
（三十九）　発射体を用いる衝撃試験機
（四十）　機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品
（四十一）　流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器